



福岡犯罪被害者 支援センター

きたむら きよこ

副理事 北村 紀代子 氏

(人権擁護委員)

性暴力被害者支援活動に関わって思うこと

平成 16 年 12 月に成立した「犯罪被害者等基本法」に基づき毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの 1 週間を「犯罪被害者週間」とし、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉または平穏な生活への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成 29 年 10 月調査)の中で、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?という問いに対し、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」が 59.8%で一番でした。現在は、インターネットによる被害も増えていると思われます。

私は、1992 年に福岡セクシュアル・ハラスメント裁判支援活動に関わり、その後、民間団体が始めた「セクシュアル・ハラスメント電話相談」(3 年後には女性に対する暴力電話相談に改名)で、2011 年までの 18 年間、相談活動を行ってきました。

相談の中には、「昔、こどもの頃、こんなことが・・・」「今やっと話すことができるようになったので聞いて欲しい」「今から何かできないでしょうか」というような声がありました。性被害にあったことを誰にも言えず苦しんできた気持ちを聴

いているうちに、彼女たちが女性である自分に落ち度があったのではないかという負い目や、自己否定感を強く感じていることに気づきました。私は「話してくれてありがとう」「あなたが悪いのではない」「生き延びて来られてよかった」と一心に声をかけ続けました。そのことで、被害がなかったことにはならないけれど、少しでも気持ちが軽くなってほしいと思いつけました。

女性に対する暴力・暴行は多く発生し続けています。法的には性被害に対する刑法の改正もされましたが、性被害に遭った人に対する差別意識・偏見は、まだ根強く残っていると思います。被害者にも落度があったのではないかという社会の見方や、家族からも受け入れられず、何重にも苦しい思いを抱えている方がいます。

本人、家族等の話を繰り返し聞く中で、「あなたが悪いのではない」という言葉を掛けますが、受けた傷が回復するのは簡単なことではないと思います。回復するために必要なことは、性暴力への偏見がなくなることと、求められる支援が提供されることだと思います。

長年誰にも言えなかった頃に比べて、今は世界的な広がりを見せる # me too 運動やフラワーデモなどの運動によって、少しずつ声を上げられるようになってきました。女性に限らず男性そしてセクシュアルマイノリティの方、年齢にかかわらず誰でも性暴力被害に遭う可能性があります。

今は、すぐに相談できる場所ができました。「性犯罪被害者支援センター・ふくおか」もその一つです。万一、性被害に遭った時は、決して一人で悩まずに相談してほしいです。本人だけでなく、ご家族の方も相談してください。

性暴力は犯罪です。人間の尊厳を傷つける行為です。無くなってほしい!強い願いです。

公益社団法人

福岡犯罪被害者支援センターのご案内

つらいとき、誰かに話しを聞いてほしいときには、お電話ください。相談・支援は無料です。秘密は守られます。

【福岡犯罪被害者総合サポートセンター】

☎ 092・409・1356

筑豊窓口：0948・28・5759

相談受付時間/月曜日～金曜日 9時～16時

※祝日・年末年始は除く

HP <https://fukuoka-vs.net>

🔍 福岡犯罪被害者支援センター

🔍 検索

センターでできることは?

【電話相談・面談相談】

専門的な研修を受けた相談員がお話をうかがいます。当センターと連携している弁護士や臨床心理士等と連携して、法的支援や心理ケアなども行います。

【付き添いなどの直接支援】

必要に応じて警察や検察庁、裁判所、病院等へ付き添います。

福岡犯罪被害者支援センターとは?

福岡県公安委員会から指定を受けている民間の被害者支援団体です。県、福岡市、北九州市と協働して『福岡犯罪被害者総合サポートセンター』、『性暴力被害者支援センター・ふくおか』を開設しています。